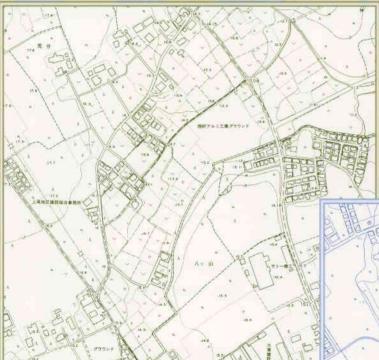
地区計画ですすめるまちづくり

中平塚地区の地区計画

以前の中平塚地区付近



現在の中平塚地区付近

中平塚土地区画整理事業の概要

面 積:2.03ha

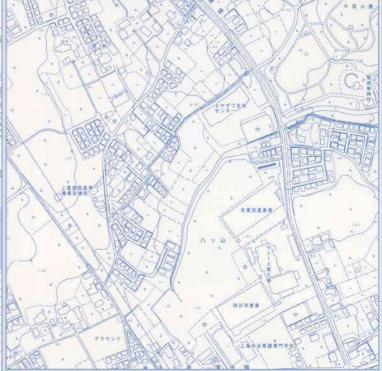
施行年度:H15~H16(予定)

施行主体:中平塚土地区画整理事業(個人施行)

権利者数:3人

減歩率(合算):51.54% 事業費:3億820万円(予定)

平成16年に完了しました。



ZÉ

T.

NakaHiraTuka

中平塚地区の歴史

現在の上尾の市域は、昭和30年に上尾町、原市町、平方町、大石村、上平村、大谷村の6町村が合併した区域がもとになっています。

東京の通勤圏に位置する上尾市は、昭和40年前半から急激な人口増、都市化を迎え、多くの住宅等が建設されるようになりました。一部の地区を除いて郊外型の農村地域であった上尾市では、これらの住宅の立地のための道路や下水などの生活基盤が整っていませんでした。それまで農地や山林だったところが、基盤整備をしないまま急激に宅地化し、防災や衛生、景観の上で問題のある住宅地が、市街地の拡がりとともに生じてくるようになってきました。

首都近郊に位置し、住宅・宅地の供給地としての役割が期待されている当市では、これらの需要に対処しつつ、良好な住宅市街地の形成を図り、土地の有効な利用を促進するため、農地等の所有者や地域に居住する方々と協力し、市内のいくつかの地域で積極的に基盤整備の事業を進めてきております。

土地区画整理事業は、その基盤整備のための最も代表的な手法のひとつで、地区内のすべての土地所有者が少しずつ土地を出し合い道路や公園などの用地とし(「減歩」と言います)、街区を整えるために個々の土地を適正に再配置する(「換地」と言います)事業です。

中平塚地区は、面積約3.03haで、個人施行による中平塚土地区画整理事業地区と周辺地を含んだ地区です。土地整理整理事業は平成15年に開始され、新しい道路や公園等の生活基盤が整えられ、機能的かつ良好な居住環境のための街区が形成されつつあります。(平成16年に完了しました。)平成16年には、生活基盤が整ったこの地区の有効な土地利用を図るとともに、良好な住環境の形成を図ることを目的に、地区計画の決定がされました。

上尾市においては、依然として、良好な住宅市街地の二一ズが高くなっています。この地区にも 今後も多くの住宅や生活のための施設が建設されるでしょう。まちづくりはこれからも続きます。 暮らしやすいまちをつくるために、皆さんのご協力をお願いします。

中平塚地区のまちづくりの目標

地区計画を定めるにあたり、市では中平塚地区について、まちづくりの目標及び土地利用の方針を下記のように定めました。

○まちづくりの目標

土地区画整理事業の効果を増進し、市街化を計画的に誘導するとともに、隣接地周辺を含んだ良好な市街地形成を図ることを目標としています。

○土地利用の方針

準工業地域における住宅地として、住工混在を防止し、低層中密度の良好な住宅地とします。

中平塚地区の都市計画

まちづくりの目標や土地利用の方針に基づき、都市施設や建築物に関する地域制限が次のように設けられています。

○用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。

用途地域には、住居系7種類、工業系3種類、商業系2種類の計12種類あります。(表 用途地域の種類と性格)

中平塚地区には、このうち工業系の用途地域として、準工業地域が定められています。

○地区計画

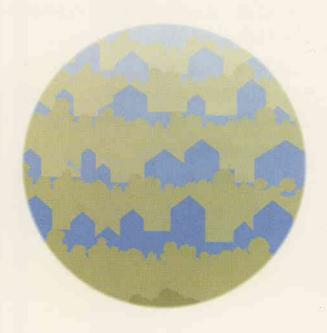
用途地域の規制が、市街地の土地利用を大まかに区分し、全国一律に規制内容が適用されるのに対し、地区計画は、地区毎に一体的なまちづくりの方針を定め、道路、公園等の施設の整備及び建築物の建築等に関して必要な事項を、住民の意向を配慮して定めるものであり、地区レベルのまちづくりを進めるためのものです。

中平塚地区では、全地区で地区計画を定めています。

○公園·緑地

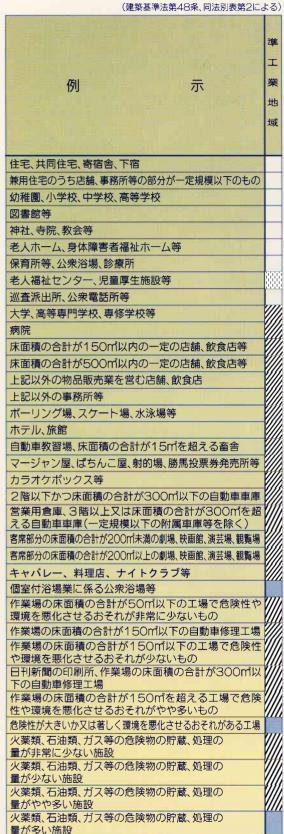
中平塚地区には、約654㎡の街区公園が1箇所、歩行距離等に配慮して配置されています。

→用途地域や地区計画により、中平塚地区内の建築物の規制は次のようになります。



都市計画に関する制度

○用途地域内の建築物の用途制限



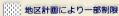
(1)については、600㎡以下の場合に限り建築可能





建てられない用途





地区計画イメージ図



用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となる もので、それぞれの地域の特性に合わせて、お 互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うも のです。主に建築物の用途や形態の規制がなさ れています。

用途地域は12種類あり、各々の地域にふさわ しいように、建築の用途や形態の制限を定めて います。

○用途地域の種類と性格

種別	性格
第一種低層 住居專用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するための地域
第二種低層 住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
第一種中高層 住居専用地域	中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第二種中高屬 住居専用地域	必要な利便施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境 保護のための地域
第一種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域
第二種住居地域	住宅地の環境を保護するための地域
準住居地域	自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主 たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定 める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を 増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するために定める地域

建築物等の建築制限

○建ペい率・容積率

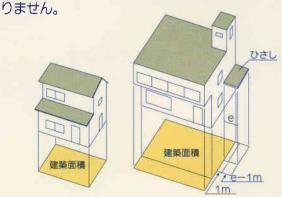
市街地の建て詰まりを予防し、環境悪化を防ぐために、地区に応じて、表のように建物の大きさを制限する建ペい率・容積率が定められています。

	用	途 地	域		建ぺい率	容積率
準	I	業	地	域	60%	120% (地区計画 による制限)

・建ぺい率による制限

建物の建築面積(いわゆる建て坪です。)の敷地面積に対する割合(普通 "%" であらわします。)のことをいい、

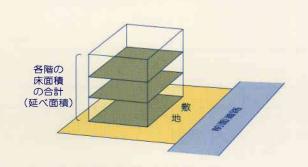
なお、1 m以内のひさし、軒などは、建築面積には入



・容積率による制限

建物の各階の床面積の合計(述べ面積)の敷地面積に対する割合(普通 "%" であらわします。)のことをいい、

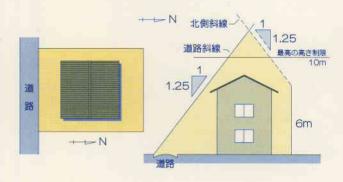
容積率(%)= 述べ面積 × 100と計算します。



○建築物の高さ関係の制限

道路面の通風や採光を確保し、隣地に与える 日照、通風の影響を一定に押さえるために、地 区に応じて、表のように高さ関係の制限が定め られています。

用途地域	最高の高さ	道路斜線	北側斜線
準工業地域 屋上突高さに	10m (地区計画 による制限) 出部分は 本入します	1:1.25 (地区計画 による制限)	6m+1:1.25 (地区計画 による制限)



○建築物の形態又は意匠の制限

本地区内においては、建築物の外壁や屋根について 落ち着きのある色調とし、まとまりのある景観づくり を行うこととし、屋外広告物についても、地区の環境 に調和したものとします。

これにより、魅力のある街並を形成することを目指 します。

ついては、これらの内容を、地区計画の制限とし、よりよい景観づくりを行います。

- 1.建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避け、落ち着きのある色調とする。
- 2.屋外広告物は、美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いることを避け、地区の環境に調和したものとする。

○敷地面積の最低限度

建物の建て詰まりを防止するため、一定の敷 地が確保されるように地区計画で制限するもの です。

用途	地 域		地区計画による制限
準 工	業地	域	120m²
			120111

ただし、下記に示す3項目については、この制限未満の面積であっても建物の敷地として認められます。

①既存の使用=

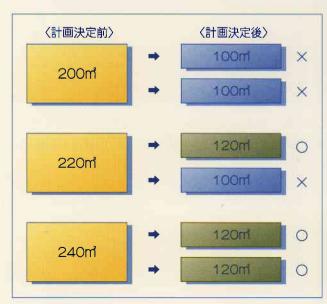
地区計画の決定前にすでに建物の敷地として使用 されている土地で上記の制限に満たないもので も、そのままの状態で建て替え等を行う場合。

②既存の権利=

地区計画決定前に所有権、借地権等を有する土地で上記の制限に満たないものについては、そのままの状態で新築、建て替え等を行う場合。

③公共分割=

道路等の公共用地に分割した残りの土地が上記の制限に満たなくなる場合。

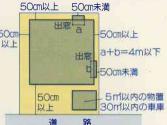


※地区計画の決定は平成16年6月24日です。

○壁面位置の制限

隣地及び道路との間に一定の空地を確保するために隣地境界線及び道路境界線から外壁や柱面を離す距離として、50m以上を地区計画として定めました。

住宅に付属する物 5000 置や車庫等について は、下記の基準で緩 和措置があります。



- 1.住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、 軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0ml 以内のもの。
- 2.住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する 建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合 計が30㎡以内のもの。
- 3.出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行き45 cm以下で、道路境界線及び敷地境界線までの距離が 50cmに満たない部分の長さの合計が4m以下であ るもの。

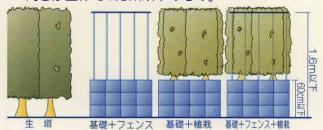
○垣又は、柵の制限

大規模な地震等が起きた際、高い塀が道路に倒れると歩行者に大変危険であるばかりでなく、避難や救助の道をふさぎ、被害を拡大させる恐れがあります。

また道路側の塀は、地区の景観の質を高める大きな要素の一つとなっています。

そこで、道路の面する部分の垣・柵の整備イメージを、下記のように地区計画として定めました。これから新たに造るものについては、下記のいずれかのものにするようにお願いします。

- 1. 生垣
- 2. 高さ60cm以下の基礎の上に、透視可能なフェンス を設けるか植栽を施したもので、宅地地盤面からの 高さが全体で1.6m以下のもの。



届出が必要な行為

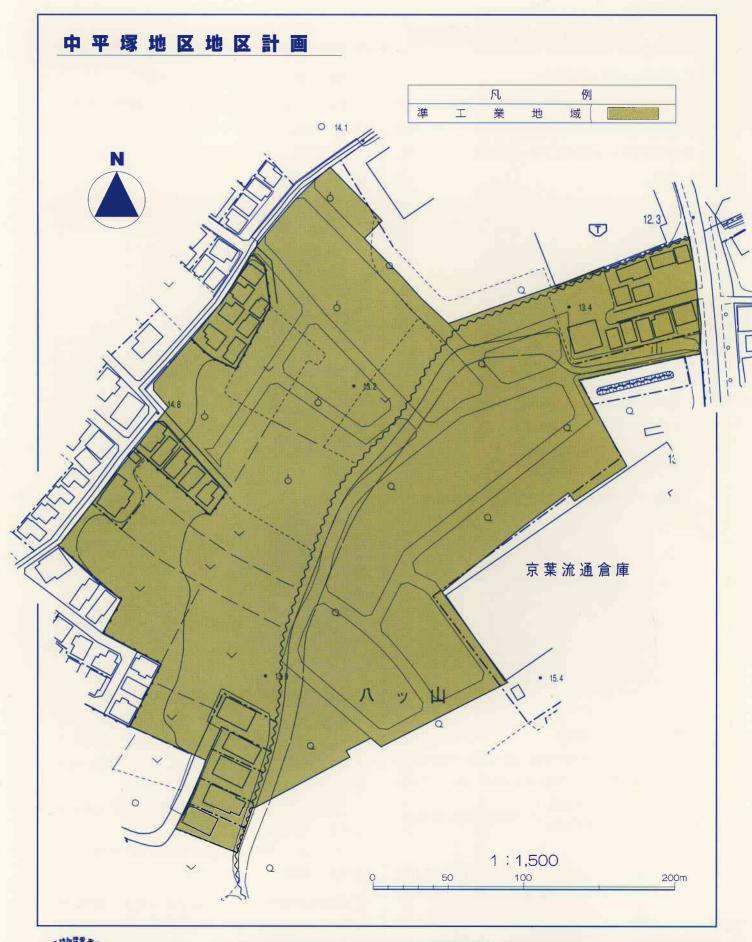
地区計画区域の地区整備計画区域において、下記の行為を行おうとするものは、その行為の着手の30日前までに市長に地区計画区域内の行為による届出(以下「届出」と言います)をすることが義務づけられています。中平塚地区では地区計画区域すべてに地区整備計画が定められていますので、届出は必ず必要となります。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途変更(用途の制限又は用途別の建築物等に関する制限が定められている土地の区域に限る。)
- (5) 建築物等の形態又は意匠の変更(建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域に限る。)

地区計画の届出が義務づけられる行為		当該地区で届出が 義務づけられる行為	建築確認申請	備考	
土地区画形質の変更		0	×	地	
建築物の建築	新 築	0	0	区 に	
	改築	0	0	ょ	
	増築	0	0	り 届	
	移転	0	0	出	
工作物の建設	新 築	0	0	義務	
	改築	0	0	の 内	
	増 築	0	0	容	
	移転	0	0	が 異	
建築物の用途変更		0	0	異なります	
建築物の形態又は意匠の変更		0	×		
垣又は柵の設置		0	×	す	

注:届出に係る事項を変更する場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに変更届を提出して下さい。

注: 建築確認申請が必要な行為以外にも届出が義務づけられる行為がありますのでご注意下さい。(届出をしなかった場合には罰則を受けることがあります。)





発 行 / 平成16年7月発行 TEL 048(775)5111(代表) 上尾市都市整備部都市計画課 TEL 048(775)**7629**(直通) 印 刷 / 昇寿チャート株式会社